

## 「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める請願（反対討論）

平成 26 年 6 月 11 日

黒 田 英 世

次に、請願第 3 号「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める請願に反対の立場で討論させていただきます。

日本の国家財政を直視すれば消費税増税はやむを得ないと考えています。一部に消費税増税は国民生活を苦しめ、生活困窮者を追い詰めると主張し消費税増税に反対されますが、2014 年現在、日本政府の予算は歳出が大きく、歳入の約半分を国債発行による収入で占めており、財政収支は悪化し続けております。加えて、今後の超高齢化社会を目前に医療など社会福祉全般に係わる費用は急激に増え続けていくことは明らかであります。

もとより、税金のあり方や使われ方に対しては大いに疑問もあり、工夫すべきところは多くあると考えますが、これ等については、今後の国政選挙において私たちの意志を明らかにしていくべきと考えます。

今回の消費税増税に対し安倍総理は増税する 3%は全て社会福祉に充てると言っておられました。しかしながら結果は社会福祉に回されたのはそのうちの僅か 1%程度でしかありません。このことを政府に対し、大いに問うべきと考えます。従って本請願も増税分 3%全てを社会福祉に充てるべきと求めるのがスジではないでしょうか。

また、生活必需品や食料品に対し、軽減税率を求める声もありますが、そうであるものとそうで無いものとの区別をどこで引くのでしょうか、極めて疑問であり、線を引くことは困難だと考えます。

私は現在のように全ての商取引に区別無く課税し、一方で社会的弱者や生活困窮者や教育費などに対し、現在よりも可能な限り広く、そして厚く、増税分を上回る給付をして、憲法第 25 条 1 項に定めるように、「全て国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有す」の具現化とボーダーラインの底上げを求めるべきと考えます。

以上のような考え方にしたがって、本請願に反対を表明するものであります。

## 要支援者の介護予防給付の継続を求める請願（反対討論）

平成 26 年 6 月 11 日

黒 田 英 世

次に、請願第 4 号「要支援者の介護予防給付の継続を求める請願」に対し反対の立場で討論させていただきます。

本請願によれば平成 26 年 2 月に医療・介護の総合確保法案が国会に提出され、介護保険法の一部が改正されたことにより、「地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し」をすとして、これまで介護予防給付で行ってきた通所介護・訪問介護サービスを介護予防給付から外し地域支援事業で行うことについて多くの関係者が懸念の声を上げているとしていますが、紹介議員である塩谷議員が今、6 月会議の一般質問の第 1 番目に、このことについて質問され岡田町民福祉部長が「これまでに比較しサービスの低下は無い」と明確に答弁されております。

従って、少なくとも当津幡町においては懸念されることは無いと考えます。

また、全国どこへ行っても同じ支援や給付が受けられることが、本当に公平で平等なのでしょうか、例えば大都市と地方の市町を比較したとき物価の違い、住環境の違い、交通機関の利便性の違いなど違いは歴然としてあります。

従って、必然的に社会保障や給付についても地域の実情にあった違いがあつてしかるべきと考えます。

もとより、この違いの範囲は憲法第 25 条 1 項に定める「全て国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有す」を犯すものであつてはならないことは論を待つまでもありません。

加えて、地方分権が問われる中で社会福祉政策の優劣も自治体の力の差として現れ、自治体行政の重要な課題として真剣に取り組まなければならないのではないのでしょうか。

全国のそれぞれの自治体は知恵を出し、工夫を凝らし、地域の活性化を図り、財政的な自立を指向しつつ、他に先んじた社会福祉制度や子育て環境の整備・拡充などで、日本創成会議のシュミレーションによる消滅する恐れのある 896 自治体の中に入らないように、自治体行政に係わるものの全てが、総力を挙げて自立できる自治体を目指していくべきではないのでしょうか。

以上のような観点から本請願に対し反対を表明するものであります。

これにて私の討論を終わります。

## 集団的自衛権の行使容認の撤回を求める請願（賛成討論）

平成 26 年 6 月 11 日

黒 田 英 世

私は、

請願第 2 号「集団的自衛権の行使容認の撤回を求める請願」に賛成の立場で、  
請願第 3 号「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める請願には反対の立場で、

請願第 4 号「要支援者の介護給付の継続を求める請願」には反対の立場で討論をさせていただきます。

それでは最初に請願第 2 号「集団的自衛権の行使容認の撤回を求める請願」に賛成の立場での討論に入ります。

そもそもわが国は立憲主義を唱えており、憲法とはその国における基礎となる最高位に位置する法律であり、日本の場合、主権在民や基本的人権・平和主義を憲法によって保障し、そのことは何者によっても犯されない権利を担保するのが憲法であり、国家権力に歯止めをかけるのが憲法であります。

従って、そのときどきの政府の政策や四囲の環境によって憲法解釈が変わるといことは断じてあってはならないと考えます。

しかも、集団的自衛権の行使容認については、これまでも度々議論の遡上に上がっておりますが、自民党の歴代内閣が一貫して容認してこなかった重要事項であります。

今回のように解釈の変更によって結果が違ってきては他の条文に対しても、その危惧があるということであります。国のありようを指し示す「憲法」とは何であるかの根幹が揺るぐということになりかねません。

確かに、現下の日本のおかれた国防上の環境は極めて難しいものがあると考えます。覇権主義を貫こうとする中国やロシア、更には、反人道的な独裁主義国家である北朝鮮を隣国に持ち、極めて厳しい状況下にあるといわざるを得ません。

しかしながら「集団的自衛権の行使容認」するには、基本となる憲法 9 条とりわけ第 2 項において「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」としてあります。したがってこの 9 条と現在の自衛隊との関係をきっちりと整理することが必須であると考えます。

現在の自衛隊は昭和 25 年 6 月の朝鮮戦争の勃発により、日本の警備・防衛力の増強が急務となり、同年 8 月に警察予備隊として発足しました。

その後、昭和 27 年 10 月に保安隊と改称を重ね昭和 29 年に自衛隊法が成立し、現在に至っております。

そして現在の陸海空いずれの自衛隊も立派な戦力であります。

その自衛隊の実力は装備の近代化率や隊員の錬度も含め世界のトップ 5 に入ると国際的に評価されております。

請願趣旨の幾つかの点で異論もありますが、基本的に、憲法 9 条と自衛隊との関係をうやむやにしたまま解釈の変更によって、集団的自衛権の行使を容認しようとする政府の方針に反対する考えから、本請願に対し賛成を表明するものであります。